Ⅴ．感染経路別予防策

1．感染経路別予防策の定義及び対象となる微生物および病態

感染経路別予防策	
定　義	感染経路別予防策とは、標準予防策だけでは病原体の伝播（感染経路）を遮断することが困難である場合に、標準予防策に追加して実施される感染対策である。
感染経路別予防策の実施期間	臨床上あるいは疫学上重要な微生物が定着または感染を起こしていると疑われるか、確定した時点から、感染経路別予防策を必要とする微生物ではないことがはっきりするか、あるいは感染力がなくなるまでの間、実施しなければならない。
経路別対策の種類	■ 空気感染予防策 ■ 飛沫感染予防策 ■ 接触感染予防策
空気感染対策	
定　義	空気感染予防策は長時間空中を浮遊することができる、5 μm以下の飛沫核を肺内に吸い込むことによって感染を引き起こす微生物を対象として、実施される感染対策である。
対象となる微生物および病態	結核、麻疹、水痘、播種性帯状疱疹 ※　麻疹、水痘、播種性帯状疱疹の伝播経路には接触感染、飛沫感染もありえる。
飛沫感染対策	
定　義	飛沫感染予防策は、微生物を含む 5 μm以上の飛沫が咳やくしゃみ、会話などで飛び出し、口、鼻、眼の粘膜に接触することで伝播する病原体の感染を、予防するために行う感染対策である。
対象となる微生物および病態	インフルエンザ、流行性耳下腺炎、風疹、マイコプラズマ、A 群溶血性連鎖球菌感染症、髄膜炎菌感染症、百日咳など
接触感染対策	
定　義	接触感染予防策とは、直接患者に接触、あるいは患者周辺にある物品を介しての間接接触によって容易に伝播する微生物の感染を予防するために行う感染対策である。
対象となる微生物および病態	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、基質拡張型βラクタマーゼ産生菌（ESBL 産生菌）、AmpC 産生菌、*C.difficile*、流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスなどの感染性胃腸炎、2 剤耐性陰性桿菌、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、多剤耐性アシネトバクター（MDRA）、メタロβラクタマーゼ産生菌、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）など

2. 各経路別予防策の感染対策の実際

1）空気感染対策

空気感染対策	
患者配置	● 患者は個室隔離とし病室のドアは常時閉めておく。 ● 換気は窓を使用して行う。 ● 集団感染や曝露の場合は、同じ病原体へ感染している患者と同室にし、コホーティングを行う。
移送	● 患者の移動は不可欠な場合にのみに制限する。 ● 患者の移動が必要な場合は、患者からの飛沫を最小限に抑えるために、患者にサージカルマスクを装着させる。
個人防護具	● 空気感染対策としては N95 微粒子用マスクを使用する。 ● 結核患者に使用した N95 マスクは使用に不具合がない場合は再利用可能であるが、麻疹、水痘、播種性帯状疱疹の患者に使用した N95 マスクは再利用しない。 ● N95 マスクは病室に入室する前に装着し、退室後に除去する。 ● 麻疹、水痘・帯状疱疹の免疫を保有している場合は、麻疹、水痘、播種性帯状疱疹の患者と接触する場合の特別な空気感染予防策は必要ない。 ● 結核を対象とする場合は全職員が N95 マスクを使用する。
患者接触時の対応	● 麻疹、水痘、播種性帯状疱疹の患者を担当する職員は、免疫を有する職員を優先して配置する。
物品の管理	● 物品（聴診器、血圧計など）は患者専用にする必要はないが、接触感染対策も要する場合は物品を専用化する。 ● リネン類、食器等の特別な洗浄、消毒は必要ない。
病室管理	● 病室は通常清掃を行う。清掃を行う際は N95 マスクを装着する。 ● 病原体が付着したガーゼ、ティッシュ等は病室内でビニール袋に入れ、口を縛ってから病室外へ持ち出し、感染性廃棄物として廃棄する。 ● 患者が退室した後の清掃は、2 時間（最低 1 時間）窓を開放して換気した後に行う。 ● 患者退室後の環境清拭は消毒用エタノールを用いて行う。
患者および面会者の指導	● 小児など抵抗力が弱い面会者の面会は制限する。 ● 面会する場合は、N95 マスクを装着して病室へ入室する。 ● 飛沫を最小限に抑えるために患者へ咳やくしゃみをする場合は、ティッシュやタオルなどを口に当てるよう指導する（咳エチケット）。 ● 病室内でもできる限りマスクをつけておくよう指導する。

※N95 マスクの保管場所

- ◆ N95 マスクは中央材料室で管理されているため、必要時に中央材料室へ取りに行く。
- ◆ 内科病棟、救急外来および内科外来では、考えられる必要個数を部署内で保管しておく。
- ◆ 休日および時間外に N95 マスクを使用する際は、中央材料室へ取りに行くか、保管されている部署へ取りに行き使用する。

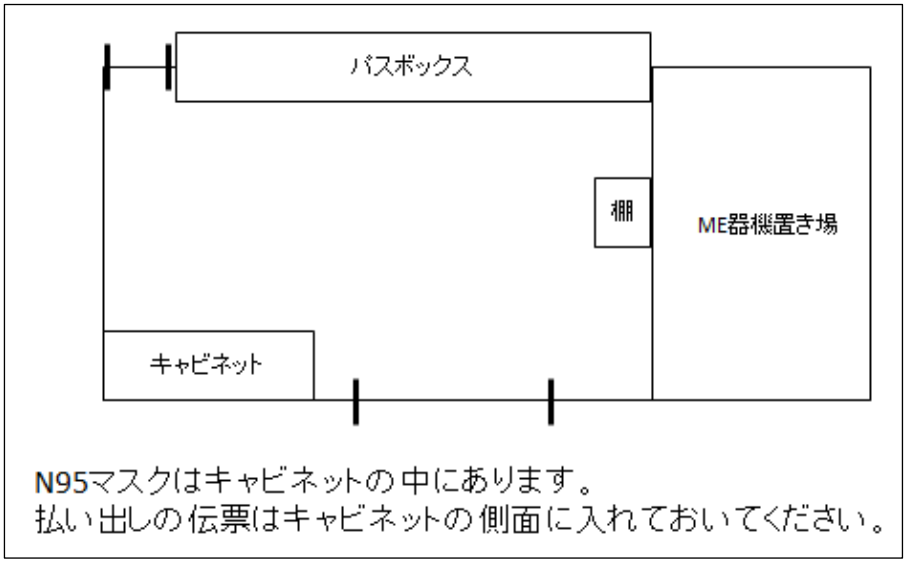

2）飛沫感染対策

飛沫感染対策	
患者配置	● 患者配置は原則個室とする。 ● 個室管理が困難な場合は咳や痰の多い患者を優先する。 ● 個室に空きがなければ、同じ病原体へ感染している患者と同室にする（コホーティング）。 ● やむをえず多床室で他の患者と同室にする場合は、ベッドの間を 1 メートル以上あけ、患者間の密接な接触を最低限にするために、ベッドの間にカーテンを使用する。その際、可能であれば患者にサージカルマスクを装着してもらう。 ● 病室のドアは開けたままでもいい。
移送	● 患者の移動は不可欠な場合だけに制限する。 ● 患者の移動時は飛沫の拡散を最小限にするために、患者はサージカルマスクを着用する。
個人防護具	● 病室に入る前にサージカルマスクを装着し、除去する際は病室より退室後に行う。 ● 個人防護具を必要とする処置を行わない場合は、手袋、エプロン、ゴーグルは必要ない。 ● 使用した個人防護具は感染性廃棄物として廃棄する。
患者接触時の対応	● 流行性耳下腺炎、風疹に感染している患者を担当する職員は、免疫を保有している職員を優先する。 ● 患者と 1 メートル以内で接触する場合はサージカルマスクを着用する。
物品の管理	● 物品（聴診器、血圧計など）は患者専用にする必要はないが、接触感染対策を必要とする場合は専用化が望ましい。 ● リネン類、食器等の特別な洗浄、消毒は必要ない。
病室管理	● 病室は日常、退室後ともに通常の清掃を行う。 ● 大量に痰や飛沫などが付着したティッシュ類は感染性廃棄物として廃棄する。
患者および面会者の指導	● 飛沫を最小限にするために、咳やくしゃみをする際には、口にティッシュまたはタオルなどをあてるよう指導する（咳エチケット）。 ● 咳やくしゃみの後に手指が汚染した場合は手を洗うよう指導する（咳エチケット）。 ● 免疫や抵抗力がない面会者の面会はなるべく制限するよう説明する。 ● 面会する場合はサージカルマスクを着用するよう説明する。
清拭・入浴	● ケアは最後に実施し、浴室を使用した場合は、使用後浴室用の洗浄剤を用い、浴室内を洗浄する。

3）接触感染対策

接触感染対策	
患者配置	● 多剤耐性緑膿菌（MDRP）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）メタロβラクタマーゼ産生菌、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）は原則個室管理、もしくは同じ微生物に感染している患者と同室とする。 ● 上記以外で接触感染対策を必要とする患者は、個室管理、コホーティングが望ましいが、個室が確保できない場合には、微生物の毒性や排菌量、同室者の感染リスクなどを考慮して配置する。隔離基準（別項参照）を参考にし、必要時は感染管理の担当者へ相談する。
移送	● 移動は不可欠な場合だけに制限するのが望ましい。 ● 移動時は感染のリスクを最小限とするために、排菌部位の被覆を行う（マスクの着用、創部の被覆など）。
個人防護具	● 患者および患者環境への素手での接触は避け、病室へ入室する際は手指衛生後に手袋を装着する。 ● 排菌している患者に直接接触する場合、患者環境へ接触する場合はエプロンを着用する。 ● MDRP、CRE、メタロβラクタマーゼ産生菌、VRE が検出されている患者や環境へ長時間密接に直接接触する場合はガウンを着用する。 ● 個人防護具は退室の際にすべて除去し、感染性廃棄物として廃棄する。
物品の管理	● 患者に使用する器具（聴診器、血圧計など）はできる限り患者専用とする。 ● 他の患者と共有する物品に関しては、使用後に適切に洗浄、消毒を行う。 ● 使用済みのリネンはビニール袋に入れ、マジックでⒶと記入し、所定の袋に入れる。 ● 食器類は通常の処理を行う。
病室管理	● 患者環境の高頻度接触面の清掃は各勤務 1 回清拭、消毒を行う。使用する消毒薬は対象となる微生物に効果がある消毒薬を選択する。 ● 病室の床などの高頻度接触面以外の清掃は通常の清掃でよいが、他の病室の清掃を行った後に行う。 ● 患者退室後の清掃は通常の退院時の清掃でよいが、カーテンの交換を行う。 ● 感染性のある物質が付着しているティッシュ類やゴミは感染性廃棄物として廃棄する。
患者および面会者の指導	● 病室入退室時に手指消毒を行うよう依頼し、消毒方法を指導する。*C.difficile* 検出患者の場合は、石鹸と流水による手洗いの実施を依頼し、指導する。 ● 感染性物質に手が汚染した場合には、石鹸と流水での手洗いを行うよう依頼し、方法を指導する。 ● 面会者はなるべく制限し、病室入退室時に手洗いを行うよう指導を行う。
清拭・入浴	● ケアは最後に実施し、浴室を使用した場合は、使用後浴室用の洗浄剤を用い、浴室内を洗浄する。

3. 病原体別感染予防策の様式と必要な期間

病原体別の必要な感染対策とその実施が必要な期間について次の表に示す。隔離予防策のための CDC ガイドライン　医療現場における感染性病原体の伝播予防 2007 より抜粋。

標準＝標準予防策、空気＝空気感染予防策、飛沫＝飛沫感染予防策、接触＝接触感染予防策

表　病原体別感染予防策の様式と必要な期間

	感染症/病態	予防策	
		種類	実施期間
あ	アスペルギルス症	標準	
	アデノウイルス感染症（胃腸炎、結膜炎、肺炎における病原体固有の手引きを参照）		
	アメーバ症	標準	
	RS ウイルス感染症（乳幼児、免疫不全患者）	接触	罹病期間中
い	胃腸炎	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	アデノウイルス	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	ウイルス性（他の項に含まれていない場合）	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	エルシニア・エンテロコリティカ	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	キャンピロバクター	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	クリプトスポリジウム属菌	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	C.difficile	接触	罹病期間中
	コレラ	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	サルモネラ属菌（チフス菌を含む）	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中

	赤痢菌	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	大腸菌		
	その他の菌種	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	病原性大腸菌 O-157 および志賀毒素産生性菌株	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	腸炎ビブリオ	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	ノロウイルス	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	ランブル鞭毛虫	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	罹病期間中
	ロタウイルス	接触	罹病期間中
	インフルエンザ		
	鳥インフルエンザ（H5N1 株、H7 株、H9 株）		
	パンデミック・インフルエンザ（同様にヒト・インフルエンザウイルスによる）	飛沫	症状の発現から 7 日間
	ヒト・インフルエンザ（季節性インフルエンザ）	飛沫	免疫不全者では罹病期間を除く 5 日間
う	ウイルス性肝炎		
	A 型	標準	
	おむつをしている患者または失禁のある患者	接触	
	B 型 HBs 抗原陽性：急性または慢性	標準	
	C 型とその他の特定されていない非 A 非 B 型	標準	
	D 型（B 型との併発でのみみられる）	標準	
	E 型	標準、おむつをしている人、失禁がある人に対しては接触予防策を適用する。	

	G 型	標準	
	ウイルス性呼吸器疾患（他の項目で言及されていない場合）		
	成人	標準	
	乳幼児（急性呼吸器感染症を参照）		
	ウイルス性出血熱 ラッサ・エボラ・マールブルグ・クリミア・コンゴ熱ウイルスによるもの	標準 飛沫 接触	罹病期間中
え	エキノコックス症（包虫症）	標準	
	エコーウイルス（エンテロウイルス感染症を参照）		
	壊死性腸炎	標準	
	壊疽（ガス壊疽）	標準	
	エボラウイルス（ウイルス性出血熱を参照）		
	エルシニア腸炎（胃腸炎を参照）		
	エンテロウイルス感染症（A 群および B 群のコクサッキーウイルスとエコーウイルス）（ポリオウイルスは除く）	標準、おむつをしている小児、失禁がある小児に対しては接触予防策を適用する。	
お	オウム病（鳥類病）（オウム病クラミジア）	標準	
	オルフウイルスによる伝染性膿疱性皮膚炎	標準	
か	回帰熱	標準	
	疥癬	接触	
	回虫症	標準	
	川崎病	標準	
	カンジダ症、皮膚・粘膜のものを含む	標準	
	感染性海綿状脳症（クロイツフェルトヤコブ病、CJD、vCJD を参照）		
き	キャンピロバクター胃腸炎（胃腸炎を参照）		
	急性呼吸器感染症（他の項目で言及されていない場合）		
	成人		
	乳幼児	接触	罹病期間中
	急性トラコーマ	標準	
	Q 熱	標準	
	狂犬病	標準	
	蟯虫症	標準	
	ギランバレー症候群	標準	

く	クラミジア・トラコマチス		
	結膜炎	標準	
	性器病変（性病性リンパ肉芽腫）	標準	
	肺炎（生後 3 か月以下の乳児）	標準	
	クラミジア肺炎	標準	
	クリプトコッカス症	標準	
	クリプトスポリジウム症（胃腸炎を参照）		
	クリミア・コンゴ熱（ウイルス性出血熱を参照）		
	クループ（乳幼児の呼吸器感染症を参照）		
	クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）	標準	
	クロストリジウム属菌		
	ウェルシュ菌（*C.perfringens*）		
	ガス壊疽	標準	
	C.difficile（胃腸炎、*C.difficile* を参照）	接触	罹病期間中
	食中毒	標準	
	ボツリヌス菌（*C.botulinum*）	標準	
け	結核		
	肺結核または喉頭結核が確定している	空気	
	肺結核または喉頭結核の疑い	空気	
	肺以外のもの排膿性病変	空気 接触	
	肺以外のもの排膿性病変はない、髄膜炎		
	現在、活動性結核のエビデンスはないが、ツベルクリン反応検査が陽性	標準	
	結膜炎		
	急性細菌性	標準	
	クラミドフィラ	標準	
	淋菌性	標準	
	急性ウイルス性（急性出血性）	接触	罹病期間中
	下痢、急性の感染性の原因が疑われるもの（胃腸炎を参照）		
	抗菌薬関連大腸炎（*C.difficile* の項を参照）		
	鉤虫症	標準	
	後天性免疫不全症候群（HIV）	標準	
	b 型インフルエンザ菌による喉頭蓋炎	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで

こ	コクサッキーウイルス感染症（エンテロウイルス感染症）		
	コクシジオイデス症（渓谷熱）		
	肺炎	標準	
	排膿性病変	標準	
	コレラ（胃腸炎を参照）		
	（SARS）コロナウイルス（SARS-CoV）（重性急性呼吸器症候群を参照）		
	コロラドダニ熱	標準	
さ	細気管支炎（乳幼児の呼吸器感染症を参照）	接触	罹病期間中
	細菌性赤痢（胃腸炎を参照）		
	サイトメガロウイルス感染症、新生児、免疫不全患者のものを含む	標準	
	サル痘	空気 接触	水痘が確認され、天然痘が除外されるまで空気予防策を行う。病変が痂皮化するまで接触感染予防策を行う。
	サルモネラ症（胃腸炎を参照）		
	塹壕口内炎（ヴァンサン・アンギナ）	標準	
し	ジアルジア鞭毛虫症（胃腸炎を参照）		
	子宮内膜炎		
	ジフテリア		
	皮膚ジフテリア	接触	抗菌薬療法が中止され培養の結果が陰性となるまで
	咽頭ジフテリア	飛沫	
	住吸血虫症（ビルハルツ住吸血虫症）	標準	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	空気 飛沫 接触	呼吸器症状がない場合、あるいは改善している場合、罹病期間に加え、解熱後 10 日間実施する。
	嚢虫症	標準	
	条虫症		
	小型条虫	標準	
	有鉤条虫	標準	
	その他	標準	
	小児バラ疹（突発性発疹：HHV-6 によって生じる）	標準	

	褥瘡感染症（褥瘡性潰瘍、床ずれ）		
	大きい褥瘡感染症	接触	罹病期間中
	小さいまたは限局性の		
	褥瘡性潰瘍（褥瘡感染症を参照）		
	食中毒		
	ウェルシュ菌による食中毒	標準	
	ブドウ球菌による食中毒	標準	
	ボツリヌス菌による食中毒	標準	
	シラミ		
	アタマジラミ	接触	治療開始後 24 時間後まで
	ケジラミ	標準	
	ヒトジラミ	標準	
	シラミ寄生虫	接触	治療開始後 24 時間後まで
す	水痘・帯状疱疹	空気 接触	病変が乾燥し痂皮化するまで
	髄膜炎		
	リステリア症（リステリア症を参照）	標準	
	結核菌	標準	
	細菌性、グラム陰性腸内細菌、新生児に発症	標準	
	その他の細菌によるもの	標準	
	真菌	標準	
	髄膜炎菌、判明しているか、疑われる	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	肺炎球菌	標準	
	b 型インフルエンザ菌が判明しているか、または疑われる	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	髄膜炎菌性疾患：敗血症、肺炎、髄膜炎	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	スポロトリコーシス	標準	
せ	接合真菌症（ムコール症、藻菌症）	標準	
	節足動物媒介性ウイルス脳炎（東部ウマ脳炎、西武ウマ脳炎、ベネズエラ・ウマ脳炎、セントルイス脳炎、カリフォルニア脳炎、ウエストナイルウイルス）およびウイルス性の熱病（デング熱、黄熱病、コロラドダニ熱）	標準	
	先天性風疹症候群	接触	1 歳まで
	旋毛虫症	標準	

そ	創感染		
	広範囲のもの	接触	罹病期間中
	小範囲のもの、または限局されたもの	標準	
	鼠径リンパ肉芽腫	標準	
	鼠径リンパ肉芽腫（ドノヴァン症、性病性肉芽腫）	標準	
	鼠咬症	標準	
	鼠咬症（*Streptobacillus moniliformis* disease） 鼠咬症（*Spirillum minus* disease）	標準	
た	帯状疱疹		
	あらゆる患者における播種性のもの、免疫不全患者における限局性のもの、播種性感染が除外されるまで	空気 接触	罹病期間中
	病変を物理的に封じ込める/覆うことができる、免疫が正常な患者における限局性のもの	標準	罹病期間中
	耐性菌感染または保菌（多剤耐性を参照）		
	大腸菌による胃腸炎（胃腸炎を参照）		
	多剤耐性菌、感染あるいは保菌（MRSA、VRE、VISA/VRSA、ESBL 産生菌、耐性肺炎球菌など）	標準 接触	
	単純ヘルペス		
	新生児	接触	病変が乾き痂皮化するまで
	皮膚粘膜性、再発性のもの（皮膚、口腔、性器）	標準	
	皮膚粘膜性、播種性または原発性、重度のもの	接触	病変が乾き痂皮化するまで
	炭疽	標準	
	環境由来：エアロゾル化可能な芽胞を含んだ粉末やその物質		環境の汚染が完全に除去されるまで
	肺炭疽	標準	
	皮膚炭疽	標準	
ち	腸炎ビブリオ（胃腸炎を参照）		
	腸球菌属菌（疫学的に重要な場合、またはバンコマイシン耐性の場合は、多剤耐性菌を参照）		
	腸チフス（胃腸炎を参照）		
	手足口病（腸管ウイルス感染を参照）		

	デング熱	標準	
	伝染性紅斑（パルボウイルスB19を参照）		
	伝染性単核球症	標準	
	伝染性単核球症を含むEBウイルス感染症	標準	
	伝染性軟属腫	標準	
	天然痘（ワクチン接種を受けたひとの管理については、種痘疹を参照）	空気 接触	罹病期間中
と	痘疹（接種部位、接種後の有害事象）		
	眼瞼炎または結膜炎	標準 接触	
	虹彩炎または角膜炎	標準	
	種痘後脳炎	標準	
	種痘性湿疹	接触	病変部位が乾燥し痂皮化ののち剥がれ落ちるまで
	進行性痘疹	接触	
	接種部位のケア（自家接種部位を含む）	標準	
	致死性痘疹	接触	
	痘疹に伴う多形成紅斑（スティーブンス・ジョンソン症候群）	標準	
	二次性細菌性感染（黄色ブドウ球菌、A群β溶血性連鎖球菌など）	標準 接触	
	汎発性痘疹	接触	
	痘瘡（天然痘を参照）		
	トキシックショック症候群（ブドウ球菌による疾患、連鎖球菌による疾患）	標準	
	トキソプラズマ症	標準	
	鳥インフルエンザ（インフルエンザ[鳥]を参照）		
	トリコモナス症	標準	
な	軟性下疳（*H.ducreyi*）	標準	
に	尿路感染症（腎盂腎炎を含む）、尿路留置カテーテルを行うもの、行わないもの	標準	
ね	猫ひっかき病（良性接種リンパ性細網症）	標準	
	熱傷性皮膚症候群、ブドウ球菌性	接触	罹病期間中
の	脳炎または脳脊髄炎（特定の起因菌を参照）		
	膿痂疹	接触	治療開始後24時間経過するまで

	膿瘍		
	排膿のある大きなもの	接触	罹病期間中
	排膿のある小さいもの、または限局されたもの	標準	
	ノーウォークウイルスによる胃腸炎（胃腸炎を参照）		
	ノカルジア症、排膿病変またはほかの症状	標準	
	ノロウイルス（胃腸炎を参照）		
は	肺炎		
	アデノウイルス	飛沫 接触	罹病期間中
	ウイルス性		
	成人	標準	
	乳幼児（呼吸器感染症、急性、または個別のウイルス病原体を参照）		
	A 群溶血性連鎖球菌		
	成人	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	乳幼児	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	黄色ブドウ球菌	標準	
	カリニ肺炎	標準	
	クラミジア	標準	
	真菌	標準	
	水痘・帯状疱疹（水痘・帯状疱疹を参照）		
	髄膜炎菌	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	多剤耐性菌（多剤耐性菌を参照）		
	他に記載されていない細菌性のもの（グラム陰性桿菌を含む）	標準	
	嚢胞性線維症患者におけるバークホルデリア・セパシア、気道における保菌を含む	接触	不明
	嚢胞性線維症のない患者におけるバークホルデリア・セパシア（多剤耐性菌を参照）		
	肺炎球菌性肺炎	標準	

	b 型インフルエンザ菌		
	成人	標準	
	乳幼児	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	マイコプラズマ（原発性非定型肺炎）	飛沫	罹病期間中
	レジオネラ属菌	標準	
	梅毒		
	潜在性（第 3 期）、血清反応で病変のないもの	標準	
	先天性、原発性、二次性のものを含む、皮膚および粘膜のもの	標準	
	白癬（皮膚糸状菌症、皮膚真菌症、白癬）	標準	
	破傷風	標準	
	発疹チフス		
	発疹チフスリケッチア（流行性またはシラミにより媒介されるチフス）	標準	
	発疹熱リケッチア	標準	
	バベシア症	標準	
	パラインフルエンザ感染症、乳幼児の呼吸器感染症	接触	罹病期間中
	パルボウイルス B19（伝染性紅斑）	飛沫	
	ハンセン病（らい病）		
	ハンタウイルス肺症候群	標準	
ひ	非結核性抗酸菌		
	創傷	標準	
	肺	標準	
	ヒストプラズマ症	標準	
	ヒト・メタニューモウイルス	接触	罹病期間
	ヒト免疫不全ウイルス（HIV）	標準	
	百日咳	飛沫	5 日目まで
ふ	風疹（先天性風疹を参照）	飛沫	発疹の開始後 7 日目まで
	ブドウ球菌疾患（黄色ブドウ球菌）		
	多剤耐性（多剤耐性菌を参照）		
	腸炎	標準、おむつをしている小児、失禁がある小児に対しては接触予防策を適用する。	
	トキシックショック症候群	標準	
	熱傷様皮膚症候群	接触	罹病期間中
	肺炎	標準	

	皮膚、創部、熱傷		
	広範囲に及ぶもの	接触	罹病期間中
	小範囲のもの、あるいは限局性	標準	
	ブラストミセス症、北米ブラストミセス症、皮膚または肺炎	標準	
	プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病を参照）		
	ブルセラ症（波状熱、マルタ熱、地中海熱）	標準	
	フルンケル（せつ腫症）、ブドウ球菌属菌による	標準	
	乳幼児	接触	罹病期間中
	糞線虫症	標準	
へ	閉鎖腔における感染症（closed-cavity infection）		
	開放性ドレーンが留置されており、排膿が限局性あるいは少量の場合	標準	
	排膿がないか、あるいは閉鎖式のドレーンシステムが留置されている場合	標準（多量の排膿の場合は接触予防策を適用する）	
	ペスト（ペスト菌）		
	腺ペスト	標準	
	肺ペスト	飛沫	治療開始後 48 時間経過するまで
	ヘリコバクター・ピロリ	標準	
	ヘルパンギーナ（腸管ウイルス感染を参照）		
	鞭虫症	標準	
ほ	放線菌症	標準	
	蜂巣炎	標準	
	ボツリヌス中毒	標準	
	ポリオ	接触	罹病期間中
ま	マールブルグ病（ウイルス性出血熱を参照）		
	マイコプラズマ肺炎	飛沫	罹病期間中
	麻疹	空気	発疹の発現後 4 日間：免疫不全患者では罹病期間
	マラリア	標準	
む	ムコール症	標準	
や	野兎病		
	肺	標準	

	排膿性病変	標準	
ら	ライ症候群	標準	
	ライノウイルス	飛沫	罹病期間中
	らい病	標準	
	ライム病	標準	
	ラッサ熱（ウイルス性出血熱を参照）		
り	リウマチ熱	標準	
	リケッチア痘瘡（小水疱性リケッチア症）	標準	
	リケッチア熱、ダニ伝播（ロッキー山紅斑熱、発疹チフス）	標準	
	リステリア症	標準	
	リッター病（ブドウ球菌性熱傷皮膚症候群[SSSS]）	接触	罹病期間中
	流行性耳下腺炎	飛沫	治療開始後 9 日目まで
	淋菌性新生児眼炎（淋菌性眼炎、急性新生児眼炎）	標準	
	リンパ球性脈絡髄膜炎	標準	
	淋病	標準	
る	類鼻症、すべての型	標準	
れ	レジオネラ症	標準	
	レプトスピラ症	標準	
	連鎖球菌性疾患（A 群溶血性連鎖球菌）		
	子宮内膜炎（産褥性敗血症）	標準	
	重篤な侵襲性疾患	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	多剤耐性（多剤耐性菌を参照）		
	乳幼児の咽頭炎	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	乳幼児の猩紅熱	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	肺炎	飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	皮膚、創部、熱傷		
	広範囲に及ぶもの	接触 飛沫	治療開始後 24 時間経過するまで
	小範囲のもの、あるいは限局性	標準	
	連鎖球菌性疾患（B 群連鎖球菌）新生児	標準	
	連鎖球菌性疾患（A 群、B 群以外のもの）他の項目で言及されていない場合	標準	
ろ	ロタウイルス感染症（胃腸炎を参照）		

	ロッキー山紅斑熱	標準	
	脳炎	標準	
	無菌性（非細菌性またはウイルス性：腸管ウイルス感染も参照）	標準（乳幼児に対しては接触予防策を行う）	